

新潟県公安委員会規則第6号

運転技能検査の実施に関する規則を次のように定める。

令和4年5月6日

新潟県公安委員会

委員長 津野 敏江

運転技能検査の実施に関する規則

(趣旨)

第1条 この規則は、道路交通法(昭和35年法律第105号)第97条の2第1項第3号イに規定する運転技能検査(以下「検査」という。)の実施に関し必要な事項を定めるものとする。

(検査を行う者の要件)

第2条 検査を行う者は、講習の実施に関する規則(昭和58年新潟県公安委員会規則第9号)第4条第5号アからオまでに掲げる高齢者講習指導員及び特定任意高齢者講習指導員の要件を満たしている者でなければならない。

(受検の申請)

第3条 検査を受けようとする者は、新潟県公安委員会(以下「公安委員会」という。)に受検の申請をしなければならない。

(検査結果の証明)

第4条 公安委員会は、検査を受けた者の検査結果について証明するものとする。

(検査の委託)

第5条 検査は、道路交通法第108条第1項の規定により、道路交通法施行規則(昭和35年総理府令第60号)第31条の4の2ただし書に規定する法人であって新潟県警察本部長が定める基準を満たすものに公安委員会が必要と認めるときに委託するものとする。

(実施結果の報告)

第6条 前条の規定により検査の委託を受けた法人は、検査を実施した後、公安委員会に実施結果を速やかに報告しなければならない。

(委託の解除)

第7条 公安委員会は、検査の委託を続けることができないと認める事由が生じたときは、当該委託を解除することができる。

(警察本部長への委任)

第8条 この規則に定めるもののほか、検査の実施に関し必要な事項は、新潟県警察本部長が定める。

附 則

この規則は、令和4年5月13日から施行する。